

## 通所リハビリテーション料金表

基本料金									
	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上	8時間以上	9時間以上
	2時間未満	3時間未満	4時間未満	5時間未満	6時間未満	7時間未満	8時間未満	9時間未満	10時間未満
要介護 1	366円/日	380円/日	483円/日	549円/日	618円/日	710円/日	757円/日	807円/日	857円/日
要介護 2	395円/日	436円/日	561円/日	637円/日	733円/日	844円/日	897円/日	947円/日	997円/日
要介護 3	426円/日	494円/日	638円/日	725円/日	846円/日	974円/日	1039円/日	1089円/日	1139円/日
要介護 4	455円/日	551円/日	738円/日	838円/日	980円/日	1129円/日	1206円/日	1256円/日	1256円/日
要介護 5	487円/日	608円/日	836円/日	950円/日	1112円/日	1281円/日	1369円/日	1419円/日	1469円/日
加算料金									
リハビリテーション提供体制加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)又は(B)のいずれかを算定している。及び、作業療法士等の合計数が利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合						3時間以上4時間未満	12 円/日	
							4時間以上5時間未満	16 円/日	
							5時間以上6時間未満	20 円/日	
							6時間以上7時間未満	24 円/日	
							7時間以上	28 円/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上又は勤続10年以上の割合が100分の25以上の基準を満たしたものとし金沢市に届出した体制加算						22 円/日		
中重度者ケア体制加算	①指定基準員数に加え、看護又は介護職員が1以上確保している②要介護3以上の利用者の割合が30%以上である③看護職員が1以上確保されている						20 円/日		
入浴介助加算(Ⅰ)	入浴した場合(一般浴・機械浴とも)						40 円/日		
入浴介助加算(Ⅱ)	入浴計画に基づいて、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、介助した場合						60 円/日		
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	6月以内	①リハビリテーション会議を1月に1回以上(6月超は3月に1回以上)開催 ②利用者の状況を関係者と共有し、医師の指示を受けた作業療法士等が利用者に説明し同意を得る③通所リハビリテーション計画を見直し介護支援専門員に対し、情報共有すること④理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、家族などに対して介護の工夫に関する情報などを助言すること。						560 円/月	
	6月超							240 円/月	
リハビリテーションマネジメント加(A)ロ	6月以内	リハビリテーション加算(A)イの要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合						593 円/月	
	6月超							273 円/月	
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	6月以内	①リハビリテーション会議を1月に1回以上(6月超は3月に1回以上)開催 ②利用者の状況を関係者と共有し、医師が利用者に対して説明し同意を得る ③通所リハビリテーション計画を見直し介護支援専門員に対し、情報共有すること④理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、家族などに対して介護の工夫に関する情報などを助言すること。						830 円/月	
	6月超							510 円/月	
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	6月以内	①リハビリテーション会議を1月に1回以上(6月超は3月に1回以上)開催 ②利用者の状況を関係者と共有し、医師が利用者に対して説明し同意を得る ③通所リハビリテーション計画を見直し介護支援専門員に対し、情報共有すること④理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、家族などに対して介護の工夫に関する情報などを助言すること。⑤リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、厚生労働省に提出すること						863 円/月	
	6月超							543 円/月	
短期集中リハビリテーション実施加算	利用者に対して、集中的(3月以内)に指定通所リハビリテーションを行った場合に加算						110 円/日		
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	認知症の利用者に対し医師の指示のもと理学療法士等が個別のリハビリテーションを実施した場合(退院日又は通所開始日から起算して3月以内に1週に2回限度)						240 円/日		
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	認知症の利用者に対し医師の指示のもと理学療法士等が個別のリハビリテーションを実施した場合(退院日又は通所開始日から起算して3月以内に1週に4回限度)						1920 円/日		
送迎を実施しない減算	利用者に対して送迎を行わない場合						-47 円/片道につき		
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてその情報を見直すなどの有効な活用を実施すること						40 円/月		

生活行為向上リハビリテーション実施加算(6月以内)	①専門的な知識、経験のある作業療法士等又は専門的な研修を修了した作業療法士等が配置している②生活行為の向上を目標とした実施計画に基づいてリハビリテーションを提供すること③当該リハビリテーション終了1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標達成状況及び実施結果を報告すること④リハビリテーション(A)又は(B)を算定していること⑤医師又は医師の指示を受けたリハビリ職員が利用者の居宅を訪問し1月に1回評価を実施すること		1250 円/月	
栄養アセスメント加算	①管理栄養士を1名以上配置していること②利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、その結果を説明及び相談に応じた場合③利用者ごとの栄養状態を厚生労働省に提出し、その情報を有効に活用していること		50 円/月	
栄養改善加算	低栄養状態またはそのおそれのある利用者に対して、利用者の低栄養状態の改善等のため個別に栄養管理を実施する及び必要に応じて居宅を訪問した場合(3月以内に2回を限度)		200 円/回	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態についての確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供すること		20 円/回	
口腔機能向上加算(Ⅰ)	看護職員を配置し、利用者の口腔機能を多職種が協働して口腔機能改善管理指導計画を作成し、定期的に進捗状況を評価すること。(3月以内月2回)		150 円/回	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画書を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生の管理及び有効な実施のための必要な情報を活用すること(3月以内月2回程度)		160 円/回	
重度療養管理加算	喀痰吸引等、別に厚生労働大臣が定める状態の利用者に対して、計画的な医学管理を実施した場合(要介護3以上)		100 円/日	
※上記金額の月合計金額に1.7%(地域加算)並びに6.7%(介護職員処遇改善加算等)が加算されます。				
※上記金額は1割負担の方の料金です。一定以上の所得の方は2割又は3割負担になりますので、上記金額の2倍又は3倍となります。				
<b>自己負担金</b>				
食費	昼食		650 円/日	
	夕食		600 円/日	
日常生活費	(石鹸、シャンプー、タオル、バスタオル、ティッシュ等など施設で用意するものをご利用いただく場合)		100 円/日	
おむつ代	D	あっぶるのおむつを使用した場合	1枚	95 円/日
	N		1枚	110 円/日
	LLP		1枚	60 円/日
	L		1枚	30 円/日
	パンツタイプ		1枚	115 円/日
時間外施設利用料	1時間  (30分 600円)		1,200 円/日	

# 介護予防通所リハビリテーション料金表

基本料金			
要支援1(12月以内)	2053円/月	要支援2(12月以内)	3999円/月
要支援1(12月超)	2033円/月	要支援2(12月超)	3959円/月
※上記金額の月合計金額に0.1% (新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価) が加算されます。(3年9月まで)			
※上記金額の月合計金額に3% (新型コロナウイルス感染症に伴う利用者の減少が前年度より5%以上減少している) が加算されます。(3年6月まで)			
加算料金			
サービス提供体制強化加算	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上又は勤続10年以上の割合が100分の25以上の基準を満たしたものとし金沢市に届出した体制加算	(Ⅰ) 要支援 1	88 円/月
		(Ⅱ) 要支援 2	176 円/月
運動器機能向上加算	理学療法士・作業療法士等を中心に看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施するとして県に届出した体制加算		225 円/月
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてその情報を見直すなどの有効な活用を実施すること		40 円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算(6月以内)	①専門的な知識、経験のある作業療法士等又は専門的な研修を修了した作業療法士等が配置している②生活行為の向上を目標とした実施計画に基づいてリハビリテーションを提供すること③当該リハビリテーション終了1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標設定状況及び実施結果を報告すること④リハビリテーション(A)又は(B)を算定していること⑤医師又は医師の指示を受けたリハビリ職員が利用者の居宅を訪問し1月に1回評価を実施すること		562 円/月
栄養アセスメント加算	①管理栄養士を1名以上配置していること②利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、その結果を説明及び相談に応じた場合③利用者ごとの栄養状態を厚生労働省に提出し、その情報を有効に活用していること		50 円/月
栄養改善加算	低栄養状態またはそのおそれのある利用者に対して、利用者の低栄養状態の改善等のため個別的に栄養管理を実施する及び必要に応じて居宅を訪問した場合(3月以内に2回を限度)		200 円/月
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態についての確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供すること		20 円/回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	看護職員を配置し、利用者の口腔機能を多職種が協働して口腔機能改善管理指導計画を作成し、定期的に進捗状況を評価すること。(3月以内月2回)		150 円/月
口腔機能向上加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画書を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生の管理及び有効な実施のための必要な情報を活用すること(3月以内月2回程度)		160 円/月
※上記金額の月合計金額に1.7% (地域加算) 並びに6.7% (介護職員処遇改善加算等) が加算されます。			
※上記金額は1割負担の方の料金です。一定以上の所得の方は2割負担になりますので、上記金額の2倍となります。			
自己負担金			
*通所リハビリテーション料金表に同じ			